

Weekly Report

第449号
平成30年 3月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

亡くなった方の確定申告(準確定申告)は

29年分の所得税の確定申告が3月15日に申告期限を迎えましたが、亡くなった方に関する確定申告は期限等が異なります。

◆準確定申告は相続開始から4ヵ月以内

所得税の確定申告は、毎月1月から12月までの1年間の所得について、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告・納税をすることになっていますが、申告をする必要がある方が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続きを行うこととなります。

この手続きを「準確定申告」といい、相続人は被相続人が亡くなった年の1月1日から死亡日までの所得について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告・納税をします。(申告書は被相続人の納税地の税務署長に提出)。

なお、相続人が複数いる場合は原則、各相続人が連署により申告書を提供する必要があります。

◆準確定申告が必要となる方は

準確定申告は、亡くなった全ての方が必要となるわけではなく、被相続人が確定申告をしなければいけない方(*給与収入が2千万円超、*給与所得以外の所得が20万円超、*公的年金等の収入が400万円超、*事業所得がある方など)に該当する場合、申告が必要となります。

また、準確定申告が不要でも、被相続人が高額の治療費を支払っており医療費控除を適用できる場合などは申告をすることで還付が受けられます。

なお、医療費控除や生命保険料控除等の対象となるのは、亡くなる日までに被相続人が支払った分となります。

採用・退職等による社会保険の取り扱い

従業員の採用や退職等があった場合、社会保険(厚生年金・健康保険)の被保険者資格取得届や資格喪失届は、5日以内に提出する必要があります。

また、社会保険料は月単位で計算されるため、採用等により月の途中で被保険者資格を喪失した場合でも、1ヵ月分の保険料を納めます。

一方、退職等により被保険者資格を喪失した月は、保険料を納める必要がありませんが、資格喪失日は退職等した日の翌日となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分まで保険料を納めることとなります。

なお、退職する方の保険証は事業主が回収する必要があります。

小規模企業等に対する特許料等の軽減措置

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置として、26年4月から中小ベンチャー・小規模企業を対象に、審査請求料や特許料(第1年分から第10年分)、国際出願に係る手数料等を1/3に軽減する措置が講じられていますが、この軽減措置は今年3月末までに特許の審査請求等を行った場合が対象となります。

なお、4月以降でも一定の要件を満たす場合には、審査請求料や特許料が1/2となる軽減措置を利用することができます。